

熊本県農業制度資金管理事務電算処理要領

(趣旨)

第1条 農業制度資金に関する事務取扱のうち、熊本県農業制度資金総合管理システム（以下「システム」という。）による事務処理については、本要領によるものとする。

(用語の定義及び略称)

第2条 本要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「融資機関」とは農業制度資金の融資を行う金融機関をいう。
- (2) 「利子補給承認等」とは、農業制度資金に関する利子補給承認、利子助成承認、利子助成補助承認、補助対象事業承認、事業計画認定、事業計画承認、融通適格承認及び貸付適格認定等をいう。
- (3) 「承認機関」とは、利子補給承認等に関する事務を行う地域振興局農業普及・振興課、熊本農政事務所農業普及・振興課及び農林水産部団体支援課をいう。
- (4) 「審査会」とは、地域振興局及び熊本農政事務所で開催される金融審査会をいう。
- (5) 「運営会議」とは、団体支援課が主催する農業制度金融運営会議をいう。
- (6) 「申請者」とは承認機関に利子補給承認等の申請を行う者をいう。
- (7) 「受託金融機関」とは、株式会社日本政策金融公庫の委任又は委託を受け、同公庫資金の貸付事務を行う金融機関をいう。
- (8) 「端末」とは、システムをインストールし、承認機関に設置された端末をいう。
- (9) 「営業日」とは、融資機関における営業日をいう。
- (10) 「本庁専用アドレス」とは、システムで情報の送受信を行うため、県の行政情報ネットワークに設定された団体支援課専用のアドレスをいう。
- (11) 「公開DB」とは、承認機関等で利用及び公開する統計資料の作成を目的として、ホストコンピュータのマスタデータ等から必要情報を抽出したデータベースをいう。

2 本要領における関係機関等の略称は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「農林中央金庫熊本支店」を「農林中金」という。
- (2) 「株式会社日本政策金融公庫熊本支店」を「日本公庫」という。
- (3) 「熊本県農業信用基金協会」を「基金協会」という。
- (4) 承認機関のうち「地域振興局農業普及・振興課及び熊本農政事務所農業普及・振興課」を「振興局」という。
- (5) 承認機関のうち「団体支援課」を「本庁」という。

3 本要領における資金の略称等は、次のとおりとする。

資金の名称（承認等の種類）	略称
1 農業近代化資金	近代化資金
2 農産物加工流施設推進資金	農産物加工流通資金
3 中山間地域活性化資金（農協系統）	中山間資金（系統）
4 7年度天災による被害農業者等に対する資金	H7天災資金
5 農家負担軽減支援特別資金	農家負担軽減資金

6	大家畜経営活性化資金	大家畜活性化資金
7	大家畜・養豚経営維持緊急資金	大家畜緊急資金
8	農業経営高度化資金	高度化資金
9	新規就農円滑化資金	新規就農資金
10	地域改善対策対象地域農業近代化資金	地域改善近代化資金
11	台風対策農業近代化資金	台風近代化資金
12	台風対策野菜果樹等資金	台風野菜果樹資金
13	7年度台風対策天災資金	H7県単天災資金
14	いぐさ農家償還支援緊急資金	いぐさ資金
15	大家畜経営体質強化資金	大家畜体質強化資金
16	中核農家新技術資金	中核新技術資金
17	中核農家育成資金	中核育成資金
18	中山間地域活性化資金（農林公庫）	中山間資金（公庫）
19	特定農産加工資金	特定加工資金
20	畜産経営環境調和推進資金	畜産環境資金
21	農地等取得資金	農地取得資金
22	自作農維持資金	自作農資金
23	振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村・過疎資金
24	農林漁業施設資金	施設資金
25	農業経営基盤強化資金	スーパーL資金
26	自作農維持支援特別資金	自作農特別資金
27	地域改善対策対象地域自作農資金	地域改善自作農資金
28	農山漁村経営改善資金	農山漁村改善資金
29	自立経営体育成資金	自立経営体資金
30	台風対策自作農資金	台風自作農資金

31	台風対策農業経営基盤強化資金	台風L資金
32	台風対策農林漁業施設資金	台風施設資金
33	かんきつ経営体質強化資金	かんきつ体質強化資金
34	かんきつ経営活性化資金	かんきつ活性化資金
35	農業経営改善促進資金	スーパーS資金
36	農業改良資金	改良資金
37	農業構造改善推進資金	構造改善資金
38	農業基盤整備資金	基盤整備資金
39	養豚経営活性化資金	養豚活性化資金
40	11年度天災による被害農業者等に対する資金	H11天災資金
41	11年度台風対策天災資金	H11県単天災資金
42	21農業経営転換推進資金	経営転換資金
43	21農業女性等起業化推進資金	女性等起業化資金
44	認定農業者育成確保資金	認定農業者資金
45	農業経営負担軽減支援資金	農業経営負担軽減資金
46	経営体育成強化資金	育成強化資金
47	農業経営維持安定資金	維持安定資金
48	大家畜経営改善支援資金	大家畜改善資金
49	大家畜経営維持緊急資金	大家畜BSE資金
50	畜産経営安定資金	BSE安定資金
51	大家畜経営改善償還推進資金	BSE償還推進
52	トマト黄化葉巻病被害対策資金	トマト対策資金
53	地産地消農産加工等推進資金	地産地消資金
54	鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金	鳥インフルエンザ
55	平成16年度台風被害農業経営維持安定資金	H16台風維持

56	平成16年台風被害対策資金	H16 台風被害
57	平成16年台風対策農業近代化資金	H16 台風近代化
58	平成16年台風対策農業経営基盤強化資金	H16 台風L
59	平成16年台風対策農林漁業施設資金	H16 台風施設
60	女性起業チャレンジ資金	女性起業資金
61	農林漁業セーフティネット資金	セーフティ資金
62	家畜飼料特別支援資金	家畜飼料支援資金
63	飼料・燃油価格高騰対策支援資金	飼料・燃油価格
64	飼料・燃油価格高騰対策セーフティネット資金	燃油セーフティ
65	大家畜・養豚特別支援資金	大家畜養豚特別
66	畜産経営維持緊急支援資金	畜産緊急支援資金
67	家畜疾病経営維持資金	家畜疾病経営維持
68	家畜疾病緊急対策資金	家畜疾病緊急対策
69	家畜疾病緊急対策資金	緊急対策（市場）
70	施設園芸緊急支援資金	施設園芸資金
71	平成24年7月大水害対策農林漁業セーフティネット資金	大水害セーフティ
72	平成24年7月大水害対策緊急資金	H24 大水害緊急
73	平成24年7月大水害対策農業近代化資金	大水害近代化
74	平成24年7月大水害対策農業経営基盤強化資金	大水害L
75	平成24年7月大水害対策農林漁業施設資金	大水害施設

（電算処理の対象資金及び対象業務）

第3条 電算処理の対象資金は、前条第3項の表に掲げる1から75までの資金とする。

2 電算処理の対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 申請受付及び審査関係処理
- (2) 利子補給承認通知書等作成許可関係処理
- (3) 利子補給承認等関係処理
- (4) 貸付実行関係処理

- (5) 条件変更承認関係処理
- (6) 利子補給打切関係処理
- (7) 利子補給データマッチング関係処理
- (8) 完了データ入力関係処理
- (9) 公開DBデータ収集作成及び提供処理
- (10) 利子補給金確定計算処理
- (11) 報告資料作成関係処理

(入出力帳票の種類)

第4条 農業制度資金管理事務に係る入出力帳票は、別表1「システム入出力帳票一覧表」のとおりとする。

(電算処理コード)

第5条 農業制度資金管理事務においては、端末登録のマスタコードに基づき入力処理を行うものとする。

(資金償還方法の取扱)

第6条 本システムにおける償還額の取扱については、次のとおりとする。

- (1) 近代化資金の償還方法は、元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは第1回償還額に加えるものとする。
- (2) 近代化資金の約定償還日は、毎年1月20日とする。
- (3) その他資金の償還方法については、元金均等償還又は元利均等償還とする。
- (4) 近代化資金については、償還途中で繰上償還を行う場合、原則として最終回約定から充当するものとするが、県の承認を受けたうえで、次回以降の約定額につき、融資残高を約定残回数で割り直しても差し支えないものとする。

(事務取扱担当者の留意事項)

第7条 システムの事務取扱担当者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 担当者が所属する承認機関で登録したID及びパスワードを担当者以外の者若しくは他の承認機関に所属する者に漏らし、又は他の承認機関のID及びパスワードを使用する行為。
- (2) 情報の改ざん、き損及び滅失
- (3) 事務を通じて知り得た情報の私的目的のための利用
- (4) 法令又は公序良俗に反した利用
- (5) 営業活動又は営利を目的とした利用
- (6) その他承認機関に所属する者又は第三者若しくはシステムに不利益をもたらす行為

(申請受付及び審査関係処理)

第8条 利子補給承認等申請書の提出を受けた振興局又は本庁は、端末により、申請情報等を入力する。

- 2 振興局又は本庁は、入力した内容を別表1の入出力帳票一覧に基づき、審査会一覧表(別表1の様式第1号～第4号)、借入者経営収支(同様式第5号)及び借入者経営分析結果(同様式第6号)により出力し、審査会(振興局の場合)又は運営会議(本庁の場合)で審査を行い、その結果を入力する。
- 3 審査会(又は運営会議)で適当と認められた案件は、承認機関の種類により次の処理を行うものとする。
 - (1) 承認機関が本庁の場合、振興局は、農林(水産)部長の決裁を受け、申請データに決裁済コードを入力するとともに、申請内容が適当である旨の融資意見書を添付した申請書及び関係書類を本庁に送付する。
 - (2) 承認機関が振興局の場合、振興局は、申請データに決裁済コードを入力する。
- 4 承認機関は、申請者の経営指導のために申請データを活用することができる。

(スーパーL資金に係る申請承認受付及び審査関係処理の特例)

第8条の2 スーパーL資金に係る第8条第1項のデータ入力にあたっては、自立経営体資金の上乗せの有無を併せて入力する。

- 2 振興局は、第8条第2項の出力結果を基に、審査会で自立経営体資金とともに内容の審査を行い、その結果を入力して、市町村の特別融資制度推進会議が持ち回りで開催される場合は、経営改善資金計画書の認定の可否について、推進会議に回答する。
- 3 市町村は、推進会議で適当と認めた場合は、経営改善資金計画について認定を行い、振興局ほか関係機関に通知する。
- 4 融資機関は、特別融資制度推進会議に貸付決定通知書の写を送付し、推進会議は送付された貸付決定通知書の写を振興局に送付する。
- 5 受託金融機関は、貸付決定通知書の写を本庁に送付する。
- 6 振興局は、送付された貸付決定通知書(写)の内容を確認し、貸付決定が複数に分割されている場合は、登録済のスーパーL資金(自立経営体資金の上乗せがある場合を含む。)の申請データを複数に分割し、修正入力する。
- 7 振興局は、農林(水産)部長の決裁を受け、申請データに決裁済コードを入力する。

(利子補給承認等通知書等作成許可関係処理)

第9条 振興局は、決裁処理を行った申請データにより申請データ送信ファイルを作成し、随時、行政情報ネットワークの回線により、本庁の専用アドレスに送信する。

- 2 データを受信した本庁は、随時申請データをシステムに取り込んで内容を確認し、修正を必要とする場合は、該当データを振興局にFAXで送信し、内容の確認を依頼する。
- 3 前項に基づきデータの確認依頼を受けた振興局は、融資機関にデータ内容の確認を行い、修正が必要な場合はデータの修正を行い、随時本庁に送信するとともに、経由した市町村に申請書類の修正を依頼する。
- 4 本庁は、第1項に基づき送信されたデータの内容が適当と認められるときは、承認機関の種類により次の処理を行う。
 - (1) 承認機関が本庁である場合は、申請データにより団体支援課長(又は農林水産部長)の決裁を受け、システムに申請データの決裁済コードを入力して承認番号を取る。
 - (2) 承認機関が振興局である場合、本庁は、申請データにより承認番号を取って、承認通知書作成許可データ及び承認一覧データを作成し、行政情報ネットワークの回線により随時振興局の担当者アドレスに送信する。
 - (3) 承認通知書作成許可データ及び承認一覧データの送信を受けた振興局は、当該データをシステム内に取り込む。

(利子補給承認等関係処理)

第10条 承認機関が本庁である場合、承認番号を取った申請データに通知書発行条件を入力して、次表により利子補給承認通知書等(資金毎に該当する別表1一覧表様式)を出力するとともに、関係振興局及び市町村等関係機関を経由して融資機関に送付し、併せて基金協会に承認通知書の写しをFAXで送付する。

資金名	出力する様式名 (様式番号)	経由機関	送付先	基金協会 FAX通知
1農業近代化資金	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関(振興局・市町村に写送付)	要
	利子補給承認一覧表 (第15号)	—	基金協会	

48 大家畜改善資金	事業計画承認通知書 (第8号)	振興局及び 市町村	申請者	要
	補助対象事業承認通知書 (第10号)	振興局	市町村	
65 大家畜・養豚特別支援資金	事業計画承認通知書 (第8号)	振興局及び 市町村	申請者	要
	補助対象事業承認通知書 (第10号)	振興局	市町村	
66 畜産緊急支援資金	事業計画承認通知書 (第8号)	振興局及び 市町村	申請者	要
	補助対象事業承認通知書 (第10号)	振興局	市町村	

2 承認機関が振興局である場合、本庁から送信された通知書作成許可データに通知書発行条件を入力して、次表により利子補給承認通知書等（前項に同じ。）を出力するとともに、市町村等関係機関を経由して融資機関に送付し、基金協会に承認通知書の写しをFAXにより送付する。

資金名	出力する様式名 (様式番号)	経由機関	送付先	基金協会 FAX通知
1 農業近代化資金	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関(市 町村に写送 付)	要
	利子補給承認一覧表 (第15号)	—	市町村 融資機関	
3 中山間資金(系統)	利子補給承認通知書 (第7号) 利子補給承認一覧表 (第15号)	—	融資機関(市 町村に写送 付)	要
19 特定農産加工資金	事業計画承認通知書 (第11号)	—	申請者(市町 村に写送付)	要
		—	日本公庫及び 受託金融機関	
20 畜産環境資金	事業計画認定通知書 (第12号)	市町村	申請者	要
		本庁(写送 付)	日本公庫及び 受託金融機関	
23 振興山村・過疎資金	事業計画認定通知書 (第12号)	市町村	申請者	要
		本庁(写送 付)	日本公庫及び 受託金融機関	
24 施設資金	事業計画認定通知書 (第12号)	—	申請者	要
		本庁(写送 付)	日本公庫及び 受託金融機関	
29 自立経営体資金	利子助成補助承認通知書 (第9号) 利子助成補助承認一覧表 (第17号)	—	市町村	要

45 農業経営負担軽減資金	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関(市 町村に写送 付)	要
60 女性起業資金	補助対象事業承認通知 書(第10号) 補助対象事業承認一覧 表(第18号)	—	市町村及び 融資機関	要
62 家畜飼料支援資金	事業計画承認通知書 (第11号)	本庁(写送 付)	融資機関	要
63 飼料・燃油価格	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
64 燃油セーフティ	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
67 家畜疾病経営維持	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
68 家畜疾病緊急対策	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
69 緊急対策(市場)	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関	要
70 施設園芸資金	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
71 大水害セーフティ	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
72 H24大水害緊急	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
73 大水害近代化	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
74 大水害L	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
75 大水害施設	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要

- 3 基金協会は、送付されたデータを審査し、適当と認めた時は債務保証承諾通知書を作成し、融資機関に送付する。
- 4 本庁は、1か月分の全承認データ(振興局及び本庁分)を翌月3日に第1項の表に基づき利子補給承認一覧表等(資金毎に該当する別表1一覧表第15号～第22号様式)として出力し、基金協会に送付する。
- 5 振興局は、1か月分の承認結果を翌月3日に第2項の表に基づき承認一覧表等(前項に同じ)として出力し、市町村を経由して融資機関に送付する。
- 6 本庁は、翌月5日までに第4項の申請データに基づきホスト登録用のマスタデータを作成し、情報企画課に依頼してホストに入力する。

(貸付実行関係処理)

- 第11条** 本庁及び振興局は、利子補給承認通知書等の出力作業と合わせて、貸付実行報告書様式発行条件を入力し貸付実行報告書(別表1第27号様式)を出力して融資機関に送付する。
- 2 融資機関は、当月承認分の実行及び未実行、前月以前承認分の当月実行又は辞退に係る貸付実行報告書を、該当欄に実行、未実行及び辞退に係るコード及び日付けを記入することにより作成し、翌月5日までに、承認機関が本庁である場合は本庁に、承認機関が振興局である場合

は振興局に、それぞれ送付する。

- 3 承認機関が本庁である場合、本庁は、融資機関から提出されたデータをシステムに入力し、ホスト登録用の実行データを作成する。
- 4 承認機関が振興局である場合、次の処理を行う。
 - (1) 振興局は、融資機関から提出された貸付実行報告書に基づき、貸付実行データをシステムに入力し、貸付実行データ送信ファイルを作成する。
 - (2) 振興局は、貸付実行データ送信ファイルを、行政情報ネットワークの回線により随時本庁の専用アドレスに送信する。
 - (3) 本庁は、受信したデータをシステムに取り込みホスト登録用の実行データを作成する。
- 5 本庁は、翌月の15日までに、第3項及び第4項で作成したホスト登録用のデータを情報企画課に依頼してホストに入力する。

(条件変更承認関係処理)

第12条 融資機関は、借入者から繰上償還や条件変更の申請を受けた場合、承認機関が本庁である場合は次の処理を行う。

- (1) 融資機関は、借入者の申請内容に基づき利子補給等変更承認申請書、特例償還等報告書(第68号様式)を作成し、随時本庁に提出する。
 - (2) 本庁は、内容を審査のうえ、変更承認を必要とする場合は団体支援課長(又は農林水産部長)の決裁を受け、変更データをシステムに入力する。
 - (3) 本庁は、随時、入力した変更データを、次項の受信データと合わせてシステムに取り込んで内容を確認し、変更承認が必要な場合にあつては変更通知書作成許可処理及び発行条件入力を行って、第10条第1項の表に準じて変更通知書等(資金毎に該当する別表1一覧表第23号～第26号様式)を出力し、融資機関に送付する。
- 2 融資機関は、借入者から繰上償還や条件変更の申請を受けた場合、承認機関が振興局である場合は次の処理を行う。
- (1) 融資機関は、借入者の申請内容に基づき利子補給等変更承認申請書、特例償還等報告書(第68号様式)を作成し、随時振興局に提出する。
 - (2) 振興局は、内容を審査のうえ、変更承認を必要とする場合は農林(水産)部長の決裁を受け、変更データをシステムに入力し、条件変更データ送信ファイルを作成して随時本庁の専用アドレスに送信する。
 - (3) 本庁は、随時、受信したデータを、前項の変更データと合わせてシステムに取り込んで内容を確認し、変更承認が必要な場合にあつては変更通知書作成許可処理を行って変更承認通知書作成許可データを作成し、振興局の担当者アドレスに送信する。
 - (4) 振興局は、本庁から受信した変更承認通知書作成許可データをシステムに取り込み、変更承認が必要な場合にあつては発行条件入力を行って、第10条第2項の表に準じて変更承認通知書等(前項に同じ。)を出力し、市町村を経由して融資機関に送付する。
- 3 本庁は、第1項及び第2項の条件変更データを1か月分取りまとめ、ホスト登録用の条件変更データを作成し、翌月10日に、情報企画課に依頼してホストに入力する。

(利子補給打切関係処理)

第13条 融資機関は、特定の借入者の利子補給を打切る必要がある場合、特例償還等報告書(第68号様式)を作成し本庁又は振興局に提出するとともに、次の端末処理を行う。

- (1) 利子補給の有無を「無」とし、貸付金利を農業近代化資金貸付時の基準金利に変更する。
- (2) 貸付金利マスタを前号の処理に合わせて変更する。
- (3) 資金コードを「農業近代化資金」から、利子補給を伴わない融資機関プロパー資金の資金コード(任意)に変更する。

(利子補給データマッチング関係処理)

第14条 基金協会は、毎月末の債務保証状況データを翌月の10日までに本庁に送付し、本庁は15日までに情報企画課に依頼してホストに入力する。

2 情報企画課は、次の各号のとおりホストに入力されたデータによりホストのマスターデータを月次更新する。

- (1) 申請承認データ（毎月5日までにホスト入力）
- (2) 実行データ（毎月15日までにホスト入力）
- (3) 条件変更データ（毎月10日までにホスト入力）
- (4) 債務保証データ（毎月15日までにホスト入力）

3 本庁は、前項第1項から第4項までの毎月末のジャステムデータを九州オンラインセンターから翌月15日までにMTで郵送にて入手し、情報企画課に依頼してホストに入力する。

4 本庁は、情報企画課に依頼して、ホストでデータのマッチング処理を行い、月末の融資残高等が一致しないデータについてはアンマッチリストを出力して次の確認処理を行い、一致したデータとともに翌々月の5日までに正しく確定させる。

(1) 承認機関が本庁である場合

ア 本庁は、アンマッチリストの内容を基に、融資機関に特例償還等報告書（第68号様式）の提出を求め（変更承認が必要なものについては融資機関から変更承認の申請を受け、内部決裁を経た後で）、修正データをシステムに入力する。

イ 本庁は（イの振興局修正データと合わせて）修正データのホスト登録用マスターデータを作成し、情報企画課に依頼してホストに入力し、再度ジャステムデータとマッチングを行い、結果が一致した場合はデータを確定させ、再度アンマッチリストが出力された場合はアの処理を繰り返す。

ウ 本庁は、修正データの内容を確認するとともに、発行条件入力を行い、変更承認が必要な場合にあつては第10条第1項及び同項の表に準じて変更承認通知書等を出し、融資機関に送付する。

(2) 承認機関が振興局である場合

ア 本庁は、アンマッチリストを各関係振興局にFAXで送付し、各融資機関への内容照会を依頼する。

イ 振興局は、送付されたアンマッチリストの内容を基に、融資機関に特例償還等報告書（別記第68号様式）の提出を求め（変更承認が必要なものについては融資機関から変更承認の申請を受け、内部決裁を経た後で）、修正データをシステムに入力する。

ウ 振興局は、入力した修正データを基に修正データ転送用ファイルを作成し、本庁の専用アドレスに送信する。

エ 本庁は、受信した修正データをシステムに取り込み、内容を確認のうえ（アの本庁修正データと合わせて）修正データのホスト登録用マスターデータを作成し、情報企画課に依頼してホストに入力し、再度ジャステムデータとマッチングを行い、結果が一致した場合はデータを確定させ再度アンマッチリストが出力された場合はア～ウの処理を繰り返す。

オ 本庁は、変更承認通知書作成許可データを作成し、振興局に送信する。

カ 振興局は、受信した修正データの内容を確認するとともに、発行条件入力を行い、変更承認が必要な場合にあつては第10条第2項及び同項の表に準じて変更承認通知書を出し、市町村を経由して融資機関に送付する。

（完了データ入力関係処理）

第15条 融資機関から事業完了報告書の提出を受けた本庁及び振興局は、それぞれ内容を確認のうえ、システムに完了データを入力する。

（公開DBデータ収集作成及び提供処理）

第16条 本庁は、情報企画課に依頼して、毎月1回1日にホストのマスターデータから別表4に定める公開DBを作成し、MOにデータをダウンロードする。

2 本庁は、株式会社日本政策金融公庫熊本支店、農業改良資金協会及び基金協会から提供を受けた別表4に定めるデータを、公開DBのMOに追加する。

3 本庁は、各種統計資料用データファイルを毎月作成し、毎年度当初照会した必要範囲に応じ各振興局及び関係融資機関並びに基金協会にアクセスのFDで提供することができる。

- 4 本庁は、公開DBから条件検索を行って、別表1一覧表第64号～67号様式ほか、必要な統計帳票を出力することができる。
- 5 各振興局、関係融資機関及び基金協会は、第3項により提供されたデータをシステムに取り込み、条件検索により利用することができる。

(利子補給金確定計算関係処理)

- 第17条** 本庁は年2回(期間:上期1月1日～6月30日、下期7月1日～12月31日)第13条に規定する融資残高確定後(上期:6月分マッチング終了後、下期:12月分マッチング終了後)、資金毎に該当する別表1一覧表第31号様式～第33号様式を出力し、速やかに融資機関及び市町村に送付する。
- 2 融資機関及び市町村は、送付された帳票を確認し、適正と認められる場合は、別途定める要領等に基づき、利子補給金請求書又は利子補給補助金交付申請書等を本庁に提出する。
 - 3 融資機関及び市町村は、送付された帳票のデータに修正がある場合は、当該内容を本庁に報告し、本庁は、融資残高に係るホストデータを修正し、修正後の帳票を融資機関及び市町村に送付する。

(報告資料作成関係処理)

- 第18条** 本庁は、資金毎に該当する別表1一覧表の第34号様式～第63号様式の帳票を出力し、国への報告等の資料として活用することができる。

(その他)

- 第19条** 本庁は、次の各号の処理を行う。
- (1) 各資金の金利改定があった場合は、各資金金利マスタに改定後の金利を入力する。
 - (2) 融資機関の合併・統廃合及びその他機関の合併・統廃合があった場合は、各コードを修正する。
 - (3) 資金制度の改廃があった場合は、必要に応じシステムの変更を行う。

附 則

この要領は、平成14年12月10日から施行し、平成14年12月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年10月19日から施行し、平成17年10月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月10日から施行する。

〇〇〇〇〇資金審査一覧表

NO.	細目1 細目2	市町村名	融資機関名	借入者氏名 (年齢) 専兼の別	事業内容 事業規模	事業費 千円	申請額 千円	償還 期間 据置 期間	債務 保証 有無	家族数 ()は農業 従事者数	経営規模(a)					主な負債の内訳 (百万円以上)		利用面積 必要面積 受託面積	県 単 上 乗 該 当	摘 要	判 定			
											地目	面積	内借地	家畜 種	飼育 頭数	資金名	残高 万円							
																								適 否 保 条

〇〇〇〇〇資金審査一覧表

NO.	細目1 細目2	市町村名	融資機関名	借入者氏名 (年齢) 専兼の別	事業内容 事業規模	事業費 千円	申請額 千円	償還 期間 据置 期間	債務 保証 有無	法人の概要				県 単 上 乗 該 当	摘 要	判 定
										設立年月日	資本金 千円	従業員数 人	事業の内容			
																適 否 保 条

6. 全体分析結果

全体分析結果印

経営体名

経営状況のレベルは？ 分析項目	指標値	判定	指標項目別コメント	指標項目	基準区分	AB境界値	BC境界値	CD境界値	判定基準				算出方法
									A	B	C	D	
経営の収益性	農業所得		目標の所得にかなり足りません。経営の改善計画を抜本的に見直してください。	1 農業所得	県基準	(1,000)	(800)	(600)	800万以上	800～600万	600～400万	400万未満	粗収益－経営費
				2 万円	地域基準	800	600	400					
	農業所得率		農業所得率は作目により評価ランクが違います。畜産・施設園芸等でもやや低い評価と言えます。	3 農業所得率	県基準	(40)	(30)	(20)	40%以上	40～30%	30～20%	20%未満	農業所得÷粗収益×100
				4 %	地域基準	40	30	20					
	家族従事者1人当所得		目標にかなり足りません。経営の組立、働き方、作業手順を改善して下さい。	5 家族従事者1人当所得	県基準	(375)	(325)	(275)	375万以上	375～325万	325～275万	275万未満	農業所得÷家族従事者数
				6 万円	地域基準	375	325	275					
	家族労働1日当所得		かなり低いです。機械化、自動化など、省力化の工夫をして下さい。	7 家族労働1日当所得	県基準	(15,000)	(13,000)	(11,000)	15,000以上	15,000～13,000	13,000～11,000	11,000未満	農業所得÷家族総従事日数
				8 円	地域基準	15,000	13,000	11,000					
経営主労働所得		いちだんの努力を必要とします。経営計画の見直し、経営者能力の向上に努めよう。	9 経営主労働所得	県基準	(600)	(500)	(400)	600万以上	600～500万	500～400万	400万未満	農業所得－経営主を除く家族労働費	
			10 万円	地域基準	600	500	400						
総資本利益率		低いです。インフラステープルなどを活用して投資決定の仕方投下資本当たりの利潤の向上に工夫して下さい。	11 総資本利益率	県基準	(10)	(8)	(6)	10以上	10～8	8～6	6未満	(農企業利潤＋借入資本利子)÷総資本額×100	
	%		12 %	地域基準	10	8	6						
自己資本利益率		かなり低いです。経営の組立、作業能率、無駄な投資が無いかが検討する。	13 自己資本利益率	県基準	(10)	(8)	(6)	10以上	10～8	8～6	6未満	農企業利潤÷自己資本額×100	
	%		14 %	地域基準	10	8	6						
経営の安全性	流動比率		最低200%が必要で、安全性が低いです。支払サイトを考え資金繰り計画で備えて下さい。	15 流動比率	県基準	(600)	(400)	(200)	600以上	600～400	400～200	200以下	流動資産÷流動負債×100
		%		16 %	地域基準	600	400	200					
	当座比率		最低100%が必要で、非常に危険です。資金繰り計画で支払資金の調達を考え、償還延期の交渉をします。	17 当座比率	県基準	(300)	(200)	(100)	300以上	300～200	200～100	100以下	当座資産÷流動負債×100
		%		18 %	地域基準	300	200	100					
	固定比率		かなり高く、安全性が低いです。固定資産の購入を差し控える。	19 固定比率	県基準	(100)	(200)	(300)	100未満	100～200	200～300	300以上	固定資産額÷自己資本額×100
		%		20 %	地域基準	100	200	300					
	固定長期適合率		かなり高く、安全性が低いです。固定資産の調達は長期借入金と自己資金の合計額の80%以内に努めましょう。	21 固定長期適合率	県基準	(50)	(80)	(100)	50未満	50～80	80～100	100以上	固定資産額÷(長期負債額＋自己資本額)×100
		%		22 %	地域基準	50	80	100					
自己資本比率		比率がかなり低く、安全性はかなり低い。負債による投資を控え、自己資金充実に努める。	23 自己資本比率	県基準	(50)	(30)	(20)	50以上	50～30	30～20	20未満	自己資本額÷総資本額×100	
	%		24 %	地域基準	50	30	20						
借入金倍率		高いです。このままでは、経営の悪化が懸念されます。目途な対策を取って下さい。	25 借入金倍率	県基準	(15)	(45)	(75)	15未満	15～45	45～75	75以上	負債額÷売上高×100	
	%		26 %	地域基準	15	45	75						
経営の生産性	従事者1人当面積a		少ないです。これでは所得の向上は望めません。規模の拡大を計って下さい。	27 従事者1人当面積a	県基準	(70)	(50)	(30)	70a以上	70～50	60～30	30a未満	作付面積÷従事者数
				28 円	地域基準	70	50	30					
	従事者1人当販売額		低いです。規模の拡大を計って下さい。	29 従事者1人当販売額	県基準	(750)	(500)	(400)	750万以上	750～500万	500～400万	400万未満	販売額÷従事者数
				30 円	地域基準	750	500	400					
	10a当り販売額		相当低いので、生産物の販売単価、生産量および商品化率等を高めましょう。	31 10a当り販売額	県基準				285,714円以上	285,714～214,286	214,286～142,857	142,857円未満	販売額÷作付面積
				32 円	地域基準	285,714	214,286	142,857					
	10a当り農業所得		低いので、売り上げを伸ばし経費の節減をしましょう。収益性の低い作目の検討をする。	33 10a当り農業所得	県基準				114,286円以上	114,286～85,714	85,714～57,143	57,143円未満	農業所得÷作付面積
				34 円	地域基準	114,286	85,714	57,143					
固定資本千円当農業所得		低いので、機械・施設等の有効利用がなされているか検討し、所得の増大を図りましょう。	35 固定資本千円当農業所得	県基準	(500)	(300)	(100)	500以上	500～300	300～100	100未満	農業所得÷固定資本額×1000	
			36 円	地域基準	500	300	100						
成長性	自己資本額の推移		後退です。これは資本を食いつぶして経営が縮小していることを意味します。積極的な所得増大を図りましょう。	37 自己資本額の推移	県基準	(104)	(102)	(100)	104以上	104～102	102～100	100未満	今期資本額÷前期資本額×100
				38 %	地域基準	104	102	100					
	農業所得の推移		低いです。抜本的な経営改善で、所得の向上を図りましょう。	39 農業所得の推移	県基準	(110)	(106)	(102)	110以上	110～106	106～102	102未満	当期農業所得÷前期農業所得×100
			40 %	地域基準	110	106	102						
分損岐点	分岐点売上高		Eは危険です。わずかな価格変動や収量の減少で、現状の売上高が損益分岐点売上高を下回る可能性があります。	41 損益分岐点	県基準	(25)	(15)	(7)	25以上	25～15	15～7	7未満	1－(損益分岐点売上高÷現在の売上高)×100
	安全余裕率			42 %	地域基準	25	15	7					

〇〇〇〇〇資金事業計画承認通知書

あなたから下記の申請に対し、本資金の貸付けを受けることが適当であると承認したので通知します。

本資金の借入手続きは日本政策金融公庫受託金融機関より貸付決定通知書が送付されてから、さきに借入申込みをした金融機関で行ってください。

〇 年 〇月 〇日

熊本県知事 〇 〇 〇 〇 〇

記

住所	
氏名	
承認日	
承認番号	
承認金額	
貸付利率	
資金使途	

〇〇〇〇〇資金事業計画認定通知書

あなたから下記の申請に対し、本資金の貸付けを受けることが適当であると認定したので通知します。

本資金の借入手続きは日本政策金融公庫受託金融機関より貸付決定通知書が送付されてから、さきに借入申込みをした金融機関で行ってください。

〇 年 〇月 〇日

熊本県知事 〇 〇 〇 〇 〇

記

住所	
氏名	
認定日	
認定番号	
認定金額	
貸付利率	
資金用途	

〇〇〇〇〇資金貸付適格認定通知書

あなたから下記の申請に対し、本資金の貸付けを受けることが適当であると認定したので通知します。

本資金の借入手続きは日本政策金融公庫受託金融機関より貸付決定通知書が送付されてから、さきに借入申込みをした金融機関で行ってください。

なお、同封の貸付適格認定確約書を下記のとおり返送してください。

〇 年 〇月 〇日

熊本県知事 〇 〇 〇 〇 〇

記

住所	
氏名	
認定日	
認定番号	
認定金額	
貸付利率	
資金用途	
貸付適格認定確約書の提出期限	
貸付適格認定確約書の提出先	熊本県 地域振興局(熊本県熊本農政事務所)

〇〇〇〇〇資金貸付実行報告書

熊本県知事 様

さきに承認を受けました標記資金について下記のとおり貸付実行いたしましたので報告します。

融資機関名
代表者名

年	月	県振興局	融資機関名	支店名	機関コード	支店コード

承認番号	氏名	実行額 千円	第1回 償還日	償還額 円	第1回	償還 期間 据置 期間	県補給率 %	市町村 コード	債務 保証	転・ 貸	資金別内容					実行日	公庫 貸付 決定日	変更実行額 千円	借入金利 % 金利適用の 状況	資金交付日 資金交付額 千円 (公庫のみ)	貸出番号 (農協系)	チ ェ ッ ク
					2回以降						細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5						貸付決定番号 (公庫系)	
					最終回																	

注1) 承認どおり実行の場合はチェック欄に1. 金額等を変更して実行の場合はチェック欄に2. 分割して実行(公庫系のみ)の場合はチェック欄に3. この報告書提出時に未実行の場合はチェック欄に5. 辞退等の場合はチェック欄に6. をそれぞれ記入のこと。
注2) 金利適用の状況欄は、決定された適用金利に○を記入すること。

別記第34号様式

(2) 事業別内訳

ア 農業近代化資金利子補給補助金

単位:円
熊本県

(ア) 農業近代化資金利子補給計画(平成 年 期)

資金別		融資 機関	期首融資残 高(A)	期末融資残 高(B)	融資平均残 高(C)	県利子補給 率	県利子補給 額(D)	*a率 年%	(C)*a (E)	(D)又は(E) のいずれか 低い額(F)	国の補助額 * (F)×b	備考
施設別	使途別											

b=1/2

(イ) 収支予算書

① 収入の部

区分	本年度下期予算額	前年度下期予算額	比較	
			増	減
国庫補助金				
県費				
計				

② 支出の部

区分	本年度下期予算額	前年度下期予算額	比較	
			増	減
利子補給費				

別記第35号様式

(イ) 中山間地域活性化資金利子補給補助金
 ア 中山間地域活性化資金利子補給計画(実績)(年度 期)
 (融資機関: 系統等民間金融機関)

単位: 円
 熊本県(NO.1)

資金別		融資 機関	期首融資残 高(A)	期末融資残 高(B)	融資平均残 高(C)	県利 子補 給率	県利子補給 額(D)	*a率 年%	(C) * a (E)	(D)又は(E)の いずれか低い 額(F)	国の補助額 * (F) × b	備考
用途別	対象者別											
合計												

* a = 県利子補給率
 b = 1/2

別記第36号様式

(イ) 都道府県及び市町村の利子補給計画(実績)

(A)災害別	(B)資金別	(C)業態別		(D)融資機関別	(E)期首融資残高 (. . .)	(F)期末融資残高 (. . .)	(G) = × a = (H)		(I)市町村 利子補給 額	(J)都道府 県利子補 給額	(K)b(注)	国の補助額(H)ま たは(K)のいずれ か低い額(L)
		貸付金利別	業種別				a率(注) (年%)	金額				
計												

(注1) a率は国の負担率である

(注2) b率は国による地方公共団体の利子補給費補助率である

別記第37号様式

農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金

(ア)農家負担軽減支援特別資金利子補給計画(実績)(年度 期)

単位:円
熊本県(NO.1)

融資機 関別	期首融資残高 (A)	期末融資残高 (B)	融資平均残高 (C)	県利子助成 率	県利子助成 額(D)	*a 率 年	(C)*a (E)	(D)又は(E)の いずれか低い 額(F)	国の補助額* (F)×b	備考
合計										

* a=県利子助成率
b=1/2(系統等)

別記第46号様式

1-(6) 資金種類の利子補給承認状況
 エのうち認定農業者育成推進分
 都道府県(熊本県)

(単位:件、千円)

農業者 認定農業者育成推進分 都道府県(熊本県)	政令第2条の資金区分 (認定農業者育成推進資金)	融資 対象 部門	個人		農業者 法人等		共同		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
			計		計		計		計	
建築 構築物	農舎	米作関係								
		果樹関係								
		その他								
			計							
	農作物育成管理用施設	米作関係								
		果樹関係								
		その他								
			計							
		うち 温室	米作関係							
			果樹関係							
			その他							
			小計							
	農作物集出荷施設	米作関係								
		果樹関係								
		畜産関係								
		その他								
		計								
農産物処理加工施設	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
公害防止施設	畜産関係									
	その他									
	計									
農産物貯蔵施設	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
農産物販売施設	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
農業生産資材製造施設	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
病害虫等防除施設	米作関係									
	果樹関係									
	その他									
		計								
その他農業用	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
	農業合計	米作関係								
		果樹関係								
		畜産関係								
		その他								
		計								
畜産	畜舎									
	その他畜産用									
	畜産合計									
養蚕	蚕室									
	合計									
農機具	農機具	耕うん整地用機具	米作関係							
			その他							
			計							
		うち 乗用トラクター	米作関係							
			その他							
			計							
	収穫調整用機具	米作関係								
		果樹関係								
		畜産関係								
			その他							
			計							
		うち 動力稲 麦収穫機械	米作関係							
			その他							
			計							
	農産物処理加工用機具	米作関係								
果樹関係										
畜産関係										
		その他								
		計								
病害虫等防除用機具	米作関係									
	果樹関係									
	その他									
		計								
運搬用機具	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
その他農業用	米作関係									
	果樹関係									
	畜産関係									
		その他								
		計								
	うち 生産・ 経営管理情 報処理用機 具	米作関係								
		果樹関係								
		畜産関係								
		その他								
		計								
	農業合計	米作関係								
		果樹関係								
		畜産関係								
		その他								
		計								
畜産用機具										
養蚕用機具										
	合計									

別記第47号様式

1-(7) 都道府県知事による貸付限度額の特認状況

個人限度額: 18,000 千円

都道府県名	乳用牛						肉用牛						肥育豚						繁殖豚											
	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check		
熊本県																														

採卵鶏						小計							
件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check

果樹						施設園芸						内ハウス						水稲									
件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check

茶						内水面						きのこ(椎茸等)						野菜									
件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check

養蚕						たばこ						耕種						農機具									
件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check

その他						合計							
件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check	件数	通算限度	1件当たり	check	承認額	1件当たり	check

計	0	0	0	0	0	
---	---	---	---	---	---	--

別記第53号様式

(2) 農業近代化資金の資金種類別融資条件

都道府県名(熊本県)

	資金号別		1号 構築物				2号 農機具等				3号 果樹等				4号 家畜			
	農協又は地区名	件数	事業費	承認額	融資率	件数	事業費	承認額	融資率	件数	事業費	承認額	融資率	件数	事業費	承認額	融資率	件数
個人施設																		
	計																	
法人等施設																		
	計	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0

	資金号別	5号 小土地改良			7号 大臣特認				セ ッ ト				合 計				check
	農協又は地区名	事業費	承認額	融資率	件 数	事業費	承認額	融資率	件 数	事業費	承認額	融資率	件 数	事業費	承認額	融資率	承認額
個 人 施 設																	
	計																
法 人 等 施 設																	
	計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0

農協1

農協1

農協2

農協3

農協3

農協4

農協5

農協5

農協6

農協7

農協7

農協8

農協9

農協10

農協10

別記第61号様式

中山間地域活性化資金融資残高移動報告(平成 年度 月末現在)

九州農政局長 様

平成 〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事

平成2年6月7日付け農経A第640号に基づき下記のとおり報告します。
記

(単位:千円)

承認年度	資金の種類別	利子補給率等	融資機関別	融資残高	期中償還額	期末延滞額	備考
合計							

別記第62号様式

農業経営負担軽減支援資金融資残高移動報告(平成 年度 月末現在)

九州農政局長 様

平成 〇〇第 号
年 月 日

熊本県知事

平成13年5月1日付け13経営第204号に基づき下記のとおり報告します
記

(単位:千円)

承認年度	融資機関別	融資残高 (延滞額を除く)	期中償還額	期末延滞額	代位弁済による 期中償還額	備考
	農協					
	信農連					
	農林中金					
	銀行					
	信用金庫					
	小計					
	農協					
	信農連					
	農林中金					
	銀行					
	信用金庫					
	小計					
合計						

〇〇〇〇〇資金承認状況

〇/〇頁

(〇年〇月分)

区分	承認状況					
	前月末累計		今月		今月末累計	
前年度実績合計						
合計						
対前年度比						

(単位:千円)

進捗率%(対融資枠)

本年度進捗率 (融資枠:億)

〇〇〇〇〇資金承認状況

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

(〇年度)

区分	承認状況					
	前年度		今年度		対前年度比	
合計						

(単位:千円)

農業近代化資金承認状況

(〇年〇月分)

区分	合計			地域総合(再掲)			農業者育成確保資金(再掲)		
	前月末累計	今月	今月末累計	前月末累計	今月	今月末累計	前月末累計	今月	今月末累計
前年度実績合計									
前年度実績									
小計									
対前年度比									
合計									
対前年度比									

(単位:千円)

進捗率%(対融資枠)

本年度進捗率	個人		共同		計		(融資枠:個人〇億、共同〇億)
--------	----	--	----	--	---	--	-----------------

農業近代化資金承認状況

〇/〇頁
 〇年〇月〇日作成

(〇年度分)

区分	合計			地域総合(再掲)			農業者育成確保資金(再掲)		
	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比
小計									
合計									

(単位:千円)

近代化振興局別承認状況

(○年○月分)

○/○頁
○年○月○日作成

区分																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							

(単位:千円)

近代化振興局別承認状況

(〇年度分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金振興局別承認状況

(〇年〇月分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							
	当月計																							
	当累計																							

(単位:千円)

00000資金振興局別承認状況

(○年度分)

○/○頁
○年○月○日作成

区分																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

(単位:千円)

使途別承認状況

(○年○月分)

資金使途	合計			近代化資金			改良資金			公庫資金			その他資金				
	前年度累計	今月	今月末累計	前年度累計	今月	今月末累計	前年度累計	今月	今月末累計	前年度累計	今月	今月末累計	前年度累計	今月	今月末累計		
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	
合計																	

(単位:千円)

使途別承認状況

○/○頁

○年○月○日作成

(○年度分)

資金使途	合計			近代化資金			改良資金			公庫資金			その他資金					
	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比			
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額		
合計																		

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金主要借入者別承認状況

(〇年〇月分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分		承認状況					
		前月末累計		今月		今月末累計	
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金経営形態別承認状況

(〇年〇月分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分		承認状況					
		前月末累計		今月		今月末累計	
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
	前年度						
	本年度						
	対前年比						
合計	前年度						
	本年度						
	対前年比						

(単位:千円)

〇〇〇〇資金経営規模別承認状況

(〇年〇月分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分		承認状況						
		前月末累計		今月		今月末累計		
	合計							

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金経営規模別承認状況

(〇年度分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分		承認状況						
		前年度		本年度		対前年度比		
	合計							

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金農業所得別承認状況

(〇年〇月分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分	承認状況					
	前月末累計		今月		今月末累計	
0円以上～200万円未満						
200万円以上～400万円未満						
400万円以上～600万円未満						
600万円以上～800万円未満						
800万円以上～1000万円未満						
1000万円以上～1500万円未満						
1500万円以上						
合 計						

(単位:千円)

農業近代化資金農業所得別承認状況

(〇年度分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分	承認状況					
	前年度		本年度		対前年度比	
0円以上～200万円未満						
200万円以上～400万円未満						
400万円以上～600万円未満						
600万円以上～800万円未満						
800万円以上～1000万円未満						
1000万円以上～1500万円未満						
1500万円以上						
合 計						

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金農業負債別承認状況

(〇年〇月分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分	承認状況		
	前月末累計	今月	今月末累計
0円以上～500万円未満			
500万円以上～1000万円未満			
1000万円以上～1500万円未満			
1500万円以上～2000万円未満			
2000万円以上～3000万円未満			
3000万円以上～5000万円未満			
5000万円以上～1億円未満			
1億円以上			
合 計			

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金農業負債別承認状況

(〇年度分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分	承認状況		
	前年度	本年度	対前年度比
0円以上～500万円未満			
500万円以上～1000万円未満			
1000万円以上～1500万円未満			
1500万円以上～2000万円未満			
2000万円以上～3000万円未満			
3000万円以上～5000万円未満			
5000万円以上～1億円未満			
1億円以上			
合 計			

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金融資残高状況

〇/〇頁
 〇年〇月〇日作成

(〇年度分)

区分	融資残高					
	前月末現在		今月末現在		比較増減	
合計						
対前年度比						

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金融資残高状況

〇/〇頁
 〇年〇月〇日作成

(〇年度分)

区分	融資残高					
	前年度		今年度		対前年度比	
合計						

(単位:千円)

〇〇〇〇〇資金利子補給状況

(〇年度分)

〇/〇頁
〇年〇月〇日作成

区分	上半期利子補給金額			下半期利子補給金額			合計		
	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比	前年度	本年度	対前年度比
合計									

(単位:千円)

資金別債務保証状況(平成 年度 月分)

(単位:件、千円)

区 分		先月末保証引受累計額		今月保証引受		本年度保証引受累計額		本月末保証残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	農 業 者								
	そ の 他								
	計(イ)								
うち認定農業者育成推進資金									
就 農 支 援 資 金 (口)									
一 般 資 金 等	主 務 大 臣	農 業 者・農 業 従 事 者							
		そ の 他							
		小 計							
		う ち 金 融 公 庫							
		う ち 農 業 経 営 改 善 促 進 資							
		う ち 農 家 負 担 軽 減 支 援 特							
		う ち 農 外 事 業							
	う ち 生 活 資 金								
	副 保 証								
	小 計								
そ の 他 資 金									
計(ハ)									
合計 (イ)+(口)+(ハ)									

農業制度資金特例償還等報告書

熊本県知事 様

農業制度資金貸し付け中平成 年 月における特例償還等の状況を、次のとおり報告します。

融資機関所在地
名 称
代表者氏名
担当者名
T E L(連絡先)

(印)

資金名	承認番号	フリガナ氏名	特例償還等			延滞状況等			経営中止・期限の利益の喪失等			その他の修正事項	
			繰上・早期の別	償還年月日	償還額(円)	発生・回収の別	発生年月日 回収年月日	発生額 回収額(円)	中止・喪失の別	経営中止・期限の利益の喪失年月日	残高状況等(円)	修正前	修正後

※この様式は、特例償還、延滞状況及びデータの修正事項が発生したときに使用してください。
 ※特例償還に伴い償還計画が変更になる場合には、変更後の年次償還表を添付してください。
 ※変更承認を受ける必要がある資金(近代化資金等)の場合は、この様式ではなく、変更承認申請用様式を使用してください。
 ※経営中止の場合には、経営中止申出書等内容が確認できる書類を添付してください。また、期限の利益の喪失の場合は、喪失年月日が確認できる書類を添付してください。
 ※延滞回収の場合には、回収区分(0:通常、1:代位弁済)の別を記入してください。